

確定申告期の重要なお案内

会計ソフト「ブルーリターンA」をご利用されていないかたを対象としたご案内です。
(会計ソフト「ブルーリターンA」をご利用中のかたには、別途ご案内いたします。)

その1 申告書には マイナンバーの記載 が必要です。

平成 28 年分から所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書には、マイナンバーの記載と本人確認書類の写しの添付 (e - T a x での申告を除く) が必要になりました。(※1)

その2 確定申告書・決算書の 清書が事務局では不要

月別集計表もしくは決算書および確定申告書の下書きまでお済ませのうえ、事務局へお越しいただければ、指導担当者が入力補助をさせていただきます、決算書と確定申告書を作成いたします。(※2)(※3)

その3 簡単に e - T a x で送信が可能

【1月19日から3月15日までのサービス】

個人番号カード (マイナンバーカード) をお持ちで、当会のシステムを利用して決算・確定申告データを作成したかたは、職員または記帳推進指導員のサポートのもと、事務局の専用パソコンから送信することができます。
(※2)(※3)

【1月19日から3月6日までのサービス】

個人番号カード (マイナンバーカード) をお持ちでないかたは、派遣税理士が代理送信します。(※4)
出張会場で確定申告書等を提出されるかたが e - T a x での送信を希望される場合は、お預かりした確定申告書の内容を、職員が当会のシステムへ入力サポートし、派遣税理士が代理送信します。(※4)

その4 相談指導は、すべての会場において 原則予約制 となります。

| 【事務局】 | | 【事務局以外の会場】 | |
|--------------------------|---------------|------------|---------------|
| 時間 (予約枠) | | 時間 (予約枠) | |
| ① | 09:00 ~ 09:40 | | |
| ② | 09:45 ~ 10:25 | | |
| ③ | 10:30 ~ 11:10 | ① | 09:45 ~ 10:25 |
| ④ | 11:15 ~ 11:55 | ② | 10:30 ~ 11:10 |
| 《12時から13時は休憩とさせていただきます。》 | | | |
| ⑤ | 13:00 ~ 13:40 | ③ | 11:15 ~ 11:55 |
| ⑥ | 13:45 ~ 14:25 | ④ | 13:00 ~ 13:40 |
| ⑦ | 14:30 ~ 15:10 | ⑤ | 13:45 ~ 14:25 |
| ⑧ | 15:15 ~ 15:55 | ⑥ | 14:30 ~ 15:10 |
| ⑨ | 16:00 ~ 16:40 | ⑦ | 15:15 ~ 15:55 |

各会場の日程等につきましては、
別紙チラシをご覧ください。

事務局及び事務局以外の会場での相談指導は、
原則予約制とさせていただきます。

1日の数には限りがありますが、予約外の枠も
設けております。当日に配付します整理券をお受
け取りください。

また、相談指導は予約されたかたを優先します
ので、順番が前後する場合がございます。

予約の有無にかかわらず、1回の相談指導時間
は40分が上限となります。時間内に終了しない場
合は、再度受付していただくこととなります。あし
からずご了承ください。



QRコード
(ネット予約受付)
(※1)(※2)

◇ 予約開始日

令和6年1月9日 (火)

◇ 電話受付

8時45分より開始 TEL 046-262-5111
(12時~13時は休憩時間とさせていただきます。)

◇ ネット受付

9時00分より開始

※1 平成30年1月以降の申告手続きから、一定の要件を満たしている場合、番号確認書類の写しの添付が省略可能となりました。

※2 設備の都合上、事務局 (桜森2-3-9 クリオ相模大塚壱番館1F) のみのサービスです。

※3 会計ソフト「ブルーリターンA」をご利用されていないかたを対象としたサービスです。

※4 後日、派遣税理士が申告内容を確認のうえ署名し、代理で送信します。

※1 このQRコードはアクセス解析のためにCookieを使用しています。アクセス解析は匿名で収集されており、個人を特定するものではありません。この機能はCookieを無効にすることで、Cookieを用いた収集を拒否することができますので、お使いのデバイスのブラウザの設定をご確認ください。
※2 QRコード®は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ご家族の確定申告期の相談・指導について

当会では、確定申告期の相談・指導につきまして、正会員と準会員のかたに限らせていただいております。会員様のご家族が、確定申告期の相談・指導を希望される場合は、内容をご確認のうえ、ご入会いただきますようお願い申し上げます。

<準会員の区分について>

準会員A

正会員の同居の家族で、小規模な不動産所得（不動産収入が年 240 万円以下）を有し、事業所得の無いもの。法人及びその他の団体。

- ※ 不動産収入が年 240 万円以下の判定は、入会時点の資産（満室での収入）で判定する。
- ※ 農業所得で自家消費のみの場合は、事業所得の無いものとみなす。

準会員B

正会員の同居の家族、または、元正会員及び元正会員の同居の家族で、年金・給与所得だけのもの。

上記の準会員Aもしくは準会員Bのどちらかの条件を満たされているかたが、準会員としてご入会いただけます。また、正会員となられているかたでも上記の準会員Aもしくは準会員Bの条件を満たしていれば会員区分の移行もできます。

準会員は正会員と同様に記帳相談・指導から決算・申告指導が受けられます。各種無料相談（弁護士無料法律相談、税理士無料相談）も受けられる他、青色申告会の豊富なサービスをご利用できます。但し、総会での議決権はなく、見舞並びに慶弔の規程にも該当しないほか、会報等の配付も原則おこないません。

<入会金及び会費について>

準会員A 入会金 2,000 円※ 会費 10,500 円（年額）

準会員B 0 円 会費 2,000 円（年額）

- ※ 準会員Aの入会金の徴収は、法人及びその他の団体のみとし、正会員の同居の家族からは徴収しない。
- ※ 正会員から準会員A、準会員から正会員に移行した場合は、入会金は徴収しない。
- ※ 準会員は、会費年額（年払いのみ、年の中途入会の場合も同額）を上記のとおり納入する。既納の会費は、原則として、これを返還しない。
- ※ 令和5年度分より準会員Aの会費は、10,500 円（年額）に改定されました。

(例) 令和6年1月に正会員・青色太郎の妻・青色花子が準会員Bとして入会した場合。
入会金 0 円
会費 2,000 円（令和5年度分として入会時に徴収させていただきます。）

※ 詳細につきましては事務局までお問い合わせください。

一般社団法人 大和青色申告会

事務局 大和市桜森2-3-9 クリオ相模大塚壺番館1F
TEL 046-262-5111 FAX 046-262-5113
ホームページ <https://www.shokonet.or.jp/aoiro/yamato/>



QRコード
(ホームページ)
(※1)(※2)

※1 このQRコードはアクセス解析のためにCookieを使用しています。アクセス解析は匿名で収集されており、個人を特定するものではありません。この機能はCookieを無効にすることで、Cookieを用いた収集を拒否することができますので、お使いのデバイスのブラウザの設定をご確認ください。
※2 QRコード®は株式会社デンソーウェブの登録商標です。